

第2回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

1 日時 令和元年10月2日(水) 18時30分～20時28分

2 場所 都庁第二本庁舎 31階南側 特別会議室27

3 次第

(開会)

1 福祉保健局長挨拶

2 報告

(1) 平成30年度における各部会の審議内容について

- ・里親認定部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会
- ・保育部会

(2) 東京都の施策動向について

3 議事

(1) 社会的養育推進計画の策定に向けた検討について

- ・東京都における社会的養育の体制整備の全体像
- ・当事者である子供の権利擁護の取組
- ・子供家庭支援体制の構築、中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
- ・専門部会における検討状況

(閉会)

4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、朝比奈委員、石川委員、石田委員、泉谷委員、磯谷委員、榎沢委員、大木委員、大竹委員、川上委員、久保委員、斉藤委員、式場委員、市東委員、高橋委員、西村委員、野田委員、林委員、藤岡委員、宮田委員、山下委員、吉田委員、米原委員、藤井委員、武藤委員、渡邊委員

5 配布資料

- 資料 1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- 資料 2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- 資料 3 平成 30 年度における各部会の審議内容
- 資料 4 都内の保育サービスの状況について
- 資料 5 「体罰などによらない子育て」普及啓発
- 資料 6 東京都における社会的養育の体制整備の全体像
- 資料 7 当事者である子供の権利擁護の取組
- 資料 8 子供家庭支援体制の構築、中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
- 資料 9 社会的養育推進計画の検討に係る資料
- 資料 10-1 里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底
- 資料 10-2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
- 資料 10-3 児童相談所・一時保護諸等の改革

開 会

○少子社会対策部計画課長 皆様、大変お待たせいたしました。ただいまから今期第2回の東京都児童福祉審議会本委員会を開会させていただきます。本日は大変お忙しい中、また夜間の時間にもかかわらず、御出席賜り、誠にありがとうございます。

私、本審議会の事務局の書記を担当させていただいております少子社会対策部計画課長の新倉でございます。着座にて失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本審議会の委員数、委員の御出席について報告させていただきます。

本審議会の委員数は、現在、臨時委員を含め39名でございます。本日、御出席とお返事をいただいている委員は28名でございます。また、所用のため御欠席と事前に御連絡いただいている委員は11名でございますので、定足数に達することを御報告させていただきます。

少々到着が遅れていらっしゃる委員がおられますが、それ以外の方は皆様お揃いですので始めさせていただきます。

次に、お手元に配布しております会議資料の確認をお願いいたします。

本日は、会議の次第に記載してございますとおり、資料1から資料10-3までの資料を御用意いたしております。御確認いただきまして、万一、不足等がございましたら、適宜、事務局職員にお声がけいただければと思います。

なお、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録につきまして東京都のホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、マイクスタンドにありますボタンを押してから御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本年1月8日に開催しました第1回本委員会以降に新たに本審議会の委員に御就任いただきました委員の方につきまして御紹介させていただきます。資料1の名簿をご覧ください。

青木克徳委員でございますが、本日は所用のため御欠席でございます。

続きまして、斉藤やすひろ委員でございます。

○斉藤委員 斉藤やすひろでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 続きまして、藤井康弘委員でございます。

○藤井委員 東京養育家庭の会の藤井と申します。よろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 続きまして、宮島清委員でございますが、本日は所用のため御欠席と御連絡をいただいております。

続きまして、武藤素明委員でございます。

○武藤委員 武藤です。よろしくお願い致します。

○少子社会対策部計画課長 続きまして、渡邊守委員でございます。

○渡邊委員 東京都で里親支援事業をやらせていただいております、NPO法人キアセットの渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 また、行政側職員につきましては、資料2として名簿をお配りしております。異動のありました職員のうち、幹部職員を御紹介させていただきます。

福祉保健局少子高齢化対策担当理事、後藤でございます。

○福祉保健局理事 どうぞよろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 少子社会対策部子供・子育て計画担当課長、桑田でございます。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 桑田です。よろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 その他、関係職員が出席させていただいておりますが、資料2をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、福祉保健局長の内藤より御挨拶申し上げます。

○福祉保健局長 改めまして、福祉保健局長の内藤でございます。着座にて失礼いたします。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方には、夜の時間帯にもかかわらず、お集まりいただきましたこと、誠に感謝申し上げます。

また、日頃から東京都の児童福祉行政に多大なる御支援、御協力等いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

現在、東京都におきましては、第2期の子供・子育て支援総合計画、第4期のひとり親家庭自立支援計画、そして社会的養育推進計画の策定を進めているところでございます。この4月からは、先ほど御紹介差し上げました少子高齢化対策担当理事、後藤を配置いたしまして、東京都の体制としても強化させていただいたところでございます。

社会的養育推進計画の策定に向けましては、今年1月に本審議会におきまして、計画案検討のための専門部会を立ち上げていただきました。委員の皆様にご集中的に御審議をいただいております。改めて、深く御礼申し上げたいと存じます。

さて、言わずもがなでございますが、子供と家庭を取り巻く状況につきましては、親の就労形態が多様化する中、特に東京のような大都市におきましては、子育てに関するニーズは複雑化、多様化しており、子育て環境の一層の整備が求められていると強く認識しているところでございます。

また、東京都や区市町村が受ける児童虐待の相談件数は、増加の一途をたどっておりまして、児童相談体制の更なる強化も求められているところでございます。

こうした中で、子供を産み育てたいと望む方々が安心して子育てをすることができ、また、次代を担う全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる環境を整備することは、我々行政はもとより、都民、企業など、社会全体が連携して取り組むべき課題であると認識しているところでございます。

東京都では、本年4月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行いたしました。この条例の制定に当たりましては、委員の皆様からも様々な御意見をいただくとともに、民間団体や区市町村との意見交換を行い、検討を重ね、子供が権利の主体として尊重される必要があることや、保護者による体罰等の禁止を明記させていただいたところでございます。

今後、都として様々な機会を通じて、「体罰等によらない子育て」の普及啓発に取り組むなど、児童虐待防止に対する社会全体の理解を促進してまいりたいと考えております。

広域自治体として、都が今後更に効果的に施策を展開し、ニーズに的確に対応していくためには、委員の皆様のご知識や経験に基づく様々な御意見を頂戴し、都の施策に生かしていくことが何よりも重要だと考えております。東京都の児童福祉の向上・発展のため、今後とも特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○少子社会対策部計画課長 大変申し訳ございませんが、内藤は所用により、ここで退席させていただきます。

○福祉保健局長 申し訳ございません。どうぞよろしくお願いたします。

(福祉保健局長退室)

○少子社会対策部計画課長 申し訳ございません、ここから審議に入りますので、カメラの撮影につきましてはこちらで御退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○少子社会対策部計画課長 それでは、この後の進行につきましては、松原委員長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○松原委員長 それでは、今期2回目の東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。改めて、委員の皆様方には、遅い時間に、お忙しいところ御出席いただきましたことについて、御礼を申し上げたいと思っております。

さっそくですが、会議次第に沿って進めてまいりたいと思っております。進行についての御協力をよろしくお願いたします。

まず、報告事項になります。今回は令和元年度に入って最初の本委員会ですので、昨年度の各部会の審議内容について報告していただきます。部会ごとに事務局から説明していただいて、それぞれの部会長から御意見や御感想を頂戴したいと思っております。

では、事務局からお願いいたします。

○少子社会対策部育成支援課長 育成支援課長の玉岡でございます。

それでは、資料3「平成30年度における各部会の審議内容」をご覧ください。私からは、1ページの里親認定部会につきまして御報告いたします。

1番目の開催回数でございます。里親認定基準の見直しが終わりましたので、平成30年度は例年どおり6回の開催でございました。

2番目の審議件数でございます。諮問件数については、平成30年度、引き続き養子縁組里親の件数が増えており、計164件でございました。そのうち適格数が162件、不適格数が0件、再調査数が2件という結果でございました。

私からは以上でございます。

○松原委員長 それでは、磯谷部会長、いかがでしょうか。

○磯谷委員 磯谷です。

基本的にはこれまでと変わらずに審議をしております。今、御紹介にありましたように、少し申請の件数が増えておりまして、特に養子縁組里親の申請が増えてございます。傾向としては、これもこれまでと同様ですけれども、養子縁組里親につきましては、やはりお子様に恵まれなかったということから、乳児を希望される方が圧倒的多数という状況です。

これに対して、養育里親のほうはややバラエティがございまして、同じようにお子様に恵まれなかったということから、子育てをしてみたい。ただ、養子縁組と違って、公的なサポートを受けながら子育てをしたい。あるいは、必ずしも法的な親子関係にこだわらないで子育てをしたいということから申請に至る方もいらっしゃるれば、最近の児童虐待の深刻化の中で、例えば御自身の子育てはある程度終わったのだけれども、何かできることはないか。子供の役に立ちたい。そういうことから申請をされる方など、様々いらっしゃいます。

私どもとしては、結果的にはほとんどが適格とはなっておりますけれども、それぞれの委員の専門性を生かして、かなりきめ細かく議論して、またコメントを付しているところであります。養育上のコメントもありますけれども、特に最近の御時世でもありますので、受動喫煙の問題であるとか、あるいは犬の噛みつき事故の問題などにも配慮を促すようなコメントもしております。今後も件数が増えていくことが見込まれますので、部会としてはしっかり審議をしていきたいと考えております。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

続きまして、子供権利擁護部会について、御説明をお願いします。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 では、2ページの子供権利擁護部会について御説明いたします。

2の審議件数ですけれども、平成30年度全体で57件でございました。内訳ですけれども、(4)の親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例につきましては、児童福祉法改正により平成30年度から直接家庭裁判所に申し立てを行っているため、審議件数としてはバー表示としております。

その下、3の被措置児童等虐待の状況報告件数でございます。平成30年度の被措置児童等虐待の通告受理件数は25件、このうち調査済みのものが24件、調査の結果、虐待に該当したものが11件となっております。

報告は以上でございます。

○松原委員長 藤岡部会長、お願いします。

○藤岡委員 藤岡でございます。

まず特徴的なのが、平成29年度は7件であった2の(2)児童相談所長が必要と認める事例が、平成30年度は2倍の14件になっているところでございます。これらは、各児童相談所から委員に対して特に相談したいということで諮問のあるところとして、課題が複合していて対応が非常に困難なケースなどにつきまして、様々な立場から意見をお聞きしたいという趣旨での諮問が増えております。これは今年度に入ってからも同様な傾向がございまして、そのような形でも子供権利擁護部会の役割は重要であると思っているところでございます。

平成29年度は36件あった(4)の2か月を超えて一時保護を行う事例が、先ほど御報告があったように0件になったということですが、児童相談所が必要と認める事例の検討に時間をかけているところでございます。

それから、被措置児童等の虐待につきましては、ご覧いただいておりますように、各年度とも同様の数で推移しているところでございます。特にここで申し上げなければいけないところは、経験の浅い職員の方だけではなく、経験のある方でも該当するようなことがあるということでございます。我々としてもこのことを非常に深刻に受け止めておりまして、職員への研修ですとか、あるいは継続的なスーパービジョンの体制の強化というところでの必要性について、かなり強く問題意識を持っているところでございます。

以上、私から御報告させていただきました。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、児童虐待死亡事例等検証部会について、御説明をお願いします。

○少子社会対策部家庭支援課長 では、御説明させていただきます。

まず、1番の開催回数でございますが、平成30年度の開催回数は11回、ヒアリングは4機関から実施しております。平成30年度は3月に都内で発生しました他県からの転居ケースで児童が亡くなった事案につきまして、委員の皆様には短い期間で集中して検証を行っていただきました。また、初めて他県と合同での検証を行っていただき、提言をまとめていただきました。本当にありがとうございます。

次に、2の審議内容について、下の点線の囲みをご覧くださいと思います。平成29年度の検証では、平成28年度中に発生した重大な児童虐待13事例のうち2事例を検証し、2事例とも検証部会の委員に直接検証していただきました。こちらの報告書につきましては、今月中に公表する予定でございます。

また、平成30年度検証からは全ての事例を検証する形に変更し、平成29年度に発生した9事例全てを検証していただいているところでございます。そのうち1事例は平成30年3月発生事例として、昨年11月に報告書を公表しておりますが、その他の事

例につきましては、現在検証中でございます。さらに令和元年度検証につきましては、平成30年度中に発生した重大な児童虐待事例15事例全てを現在検証中でございます。

以上でございます。

○松原委員長 これにつきまして、到着が遅れております大竹部会長に代わって、秋山副部会長からコメントをいただきたいと思っております。

○秋山委員 秋山でございます。

ただいまの御説明にありましたとおり、残念ながら、毎年度、都内で児童虐待死亡事例等が発生しているという事実がございます。また、昨年度は、他県から転居した児童が保護者からの虐待の末に亡くなるという大変痛ましい事件を受け、11月に改善策を提言いたしました。都におかれましては、この事例をきっかけに、児童相談所の体制強化や普及啓発など、全庁一丸となった取組を始め、児童の安全確認をより適切に行えるよう、安全確認行動指針を策定し、既に運用を開始していると聞いております。また、先ほど内藤局長が紹介されました東京都子供への虐待防止等に関する条例が今年4月に施行されました。その中には保護者による体罰等の禁止が規定されています。今後、これらの体罰等によらない子育ての重要性の普及啓発を含めて、区市町村や関係機関等と連携して、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、都には、これまでの検証部会による提言内容を踏まえた上で、二度と同じような児童虐待事例が生じないように、様々な機会を捉えて関係機関の職員に周知徹底するとともに、各機関がしっかり連携して取り組むことを強く期待しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて4ページ目になります。保育部会につきまして、御説明をいただきます。

○少子社会対策部保育支援課長 保育支援課長の木村です。

保育部会の審議内容について説明させていただきます。

まず、1 開催回数について、平成30年度の開催回数は15回でした。続いて2 審議件数についてですけれども、平成30年度は合計で、認可保育所の計画承認が324件、設置認可が282件ございました。計画承認のうち保留とされた1件につきましては、近隣との合意形成途中ということで一旦保留とされたものでございまして、その後、合意形成がなされ、計画承認及び認可されているところでございます。

認可外保育施設に対する事業停止命令に伴う諮問及び答申が1件ございましたが、その後、事業者から事業廃止の届出が提出されたことから、行政処分には至ってございません。

本日、山本部会長が所用により欠席でございますので、部会長からのコメントにつきまして、私が代読させていただきます。部会長からいただいた内容でございます。

「各保育所の計画を承認して認可するという大変な作業になる保育部会では、単に建物・設備等が認可基準を満たしているかどうかという確認だけではなく、常に保育の質をいかに維持・向上できるかという視点を持ち、部会を構成する各委員の専門性を生かしながら、区市町村担当者同席のもと、様々な角度から一件、一件、丁寧に審議しております。

例えば、計画承認の際には、保育方針や財務状況、区市町村による開設前指導の状況はもとより、保護者の受渡しから始まり、乳児室や保育室、遊戯室、手洗い、屋外遊戯場等の配置の計画が、子供と保育士等と一緒に落ち着いて過ごしたり、くつろいだりすることができて、安心感のある環境のもとで子供の活動が豊かに展開されるかなど、日々の保育の流れも想定しながら計画の承認を行っています。

また、認可の際には、施設長の保育の実績や職員の構成及び経験年数、都や区市町村による竣工後の保育所の現地確認の状況、開設後における区市町村の指導方法等をはじめとして、その場で展開される保育の内容についても、子供一人一人の発達過程や状況等に応じた丁寧なものとなるよう、区市町村担当者と繰り返し確認しながら、一つ一つ認可しています。

保育部会では、保育の質に関わる様々な視点から、十分に審議を行うためにも、区市町村による各保育所の運営指導が極めて重要と考えております。来年度より世田谷区、江戸川区、荒川区において、児童相談所開設に伴って多くの児童福祉に係る業務が移動されることになり、この認可保育所に係る審査も東京都のチェックを通らずに、区の責任で審査されることとなります。このような体制に移行した場合においても、東京都児童福祉審議会保育部会が堅持してきた保育の質が維持・向上されることを目指して、引き続き区市町村としっかり連携して、一件、一件、丁寧に審議を行ってまいります。」

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて、2つ目の報告事項、「東京都の施策動向について」、事務局から御説明をお願いします。御質問等は、後ほどまとめてお伺いしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○少子社会対策部保育支援課長 それでは、資料4、「都内の保育サービスの状況について」をお手元に御用意ください。

平成31年4月1日現在の保育サービスの利用状況についてでございますが、保育サービス利用児童数は1万5409人増で30万9176人となりました。待機児童数は、昨年に比べ、区部が40%減の1,315人、市町村部が20%減の409人、全体では1,724人減りまして3,692人となっております。

区市町村別の状況については下の表のところで、待機児童数の多い区市町村等を記載してございます。

また、おめくりいただきまして、表1、保育サービス利用児童数の状況でございます

が、保育施設ごとの利用児童数についてまとめさせていただいております。

表2、保育所等の設置状況でございますが、認可保育所につきましては、毎年増えている状況なのですが、認証保育所については徐々に減っているという状況でございます。

おめくりいただきまして表3、(1)保育所等利用待機児童数の推移でございますが、0から2歳までの待機児童の割合が約95.5%でございますが、この傾向は以前と変わらないのですが、0歳児の割合が総体的に減ってきていて、1歳児の割合が高まっているという状況でございます。

(2)保育所等利用申込率の推移でございますが、毎年上がってきているという状況で、今年度、平成31年度は48.2%となっております。

(3)待機児童の保護者の状況でございますが、就労中の非常勤の方の割合が若干減ってきているところで、逆に休職中の方の割合が高まっているという状況でございます。

区市町村別の状況については次ページの表4に記載してございますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

説明は以上です。

○松原委員長 続いてどうぞ。

○少子社会対策部家庭支援課長 続きまして、「体罰などによらない子育て」の普及啓発につきまして、家庭支援課長の竹中から御説明いたします。資料5をご覧ください。

先ほどからもお話しさせていただいておりますが、東京都は保護者による体罰などの禁止を盛り込んだ「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を本年4月1日に施行いたしました。東京都の責務として、「体罰などによらない子育て」を普及啓発していくために、このたび、どんなに子供のためを思っても、絶対に叩いたり怒鳴ったりしてはいけないということを、「体罰は×(バツ)」というキャッチフレーズで広く都民に呼びかける動画やハンドブック等を作成いたしました。

特に子育て中の方などから、体罰などによらない子育てと言われても、どのように育てていいかわからないという声も聞きます。そのため、子育て支援の専門家や、この審議会の秋山委員、磯谷委員、山下委員からも、専門的見地からの御意見、また普及啓発を共に実施していく区市町村からも御意見をいただき、保護者が自分なりの子供への対応方法の引き出しを増やしていただくために、お手元に配布の「体罰などによらない子育てハンドブック」を作成いたしました。

このハンドブックにつきましては、子供の気持ちを受け止め、肯定的な言葉を伝えるなど、子供への接し方のポイントや具体例を、イラストを交えながら分かりやすく盛り込んでおります。子育て中の方や、子育てを支援する関係機関の皆様も含めて、是非活用していただきたいと考えております。

また、動画とハンドブックにつきましては、先月、9月20日より東京都ホームページに掲載しており、また、動画は東京都公式動画チャンネルのほか、都営地下鉄の社内

や産婦人科、小児科のメディキャスターというデジタルサイネージなどで放映しております。

ハンドブックやポスター、ステッカーにつきましては、児童相談所や区市町村の子供家庭支援センター、保健所、さらに保育所や幼稚園、小・中・高等学校にも配布する予定でございます。

こうした取組により、社会全体で体罰などによらない子育てのムーブメントを醸成していきたいと考えております。条例制定に向けた検討や、このたびの普及啓発に御協力いただきました児童福祉審議会の委員の皆様にご心より感謝を申し上げます。そして、委員の皆様も含めてこのムーブメントに御協力いただければと思っております。ハンドブック等を御活用する場合は私どもに御連絡いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今、事務局から、各部会の報告、それから、東京都の施策動向について、御説明をいただきました。これらの報告事項に関して、御質問があればお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。どうぞ。

○榎沢委員 さきほどの部会報告の中で被措置児童等虐待の報告がありましたが、虐待該当11件中10件が社会的養護関係施設の職員によるということに驚きました。専門の機関で、なおかつ経験のある方が虐待しているということですね。子供の人権が児童福祉において強調されるようになりましたが、虐待をした職員は、それについて学んでいるのでしょうか。それとも、それ以前の、あまり子供の人権が強調されていなかった頃に資格を取った人なのではないでしょうか。その辺りのことはお分かりでしょうか。

○松原委員長 藤岡委員、どうぞ。

○藤岡委員 非常に我々としても危惧しているところでございまして、それについてはいろいろな理由、原因が考えられるということで、我々も議論しているところなのですが、基本的に、虐待を受けた子供たち、あるいはネグレクトの子供たちの困難性に対する理解、アセスメントというところが、現場の中で十分追い付いていないというのを認識しています。そういう中で、職員の方々、かなり頑張って研修も受けていらっしゃる、相当なレベルに達しているとも理解しているのですが、その中であって、特定の難しい子供たちとの対応の中で、抱えてきた課題性といいますか、職員としての、十分習熟していない部分が引き出されてしまい、経験のある方であってもそういうことが起きてしまっているのではないかと考えております。ですので、経験は積んでいるけれども、その経験を踏まえたとしても、非常に難しい子供たちを対応せざるを得ない現場があると。そのことを踏まえた上での研修制度とか、あるいは継続的なスーパービジョンというところを更に強化していくことが必要ではないかと考えているところであります。

○榎沢委員 ありがとうございます。かなり難しい問題だということがよく分かりました。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○武藤委員 今、報告があった被措置児童等虐待の件なのですけれども、25件の受理をして、11件が虐待該当であった。そのうちの10件が社会的養護の関係施設があったということで、私たちとしては、このことを教訓として、どういうことが必要なのかということ、常に自分たちで研究はしているのですけれども、毎年起こっているということなので、是非、東京都には、この中身を分析したものを私たち現場の者に提供していただきたいと思っております。そこで何が必要なかを教訓として生かしながら専門性を高めていくという作業をしていきたいと思っておりますので、どこまでオープンにできるかというのは難しいかもしれないのですけれども、意見というか、お願いということで発言させていただきました。よろしくをお願いします。

○松原委員長 ありがとうございます。

事務局のほうで受け止めていただきたいと思います、特に事務局から何かありますか。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 御意見ありがとうございます。個人情報もかなり含まれておりますので、どこまで御提供できるかというのはもちろんあるのですけれども、このような事例を踏まえて、例えば、児童養護施設の職員に対する研修の中で盛り込んでいくですとか、できるところは工夫して取り組みたいと思っております。ありがとうございました。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 今のお話で、里親も、数は1件だったりしますけれども、やはり被措置児童等虐待に該当している案件がありますので、児童養護施設だけではなくて、プライバシーにかかわらないような整理をしていただいたものを東京養育家庭の会として受け止めさせていただいて、私どもも研修等々に生かしていければありがたいと思っておりますので、あわせて御検討いただきたく、よろしくお願ひしたいと思っております。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかはやろしいですか。

それでは次に、議事に入ります。次第にありますように、「社会的養育推進計画の策定に向けた検討について」ということでもあります。都では、令和2年3月までに都道府県社会的養育推進計画を策定するというところで、今年1月の本委員会で皆様から御承諾いただきまして、この審議会に計画策定に向けた検討をするための専門部会を設置いたしました。後ほど審議状況の報告があると思っておりますけれども、専門部会では、「里親の支援」、「施設の機能転換」、「児童相談所等の改革」の3つのテーマに関わる項目について、具体的に審議が進んでいるところです。

そこで、本日は、都における社会的養育の体制整備の全体像をお示しいただいて、社会的養育推進計画に記載が必要な項目のうち、専門部会では御審議いただいていない項

目について審議をしていきたいと思ひます。

それでは、事務局から、このことに関する説明をお願いいたします。

○少子社会対策部育成支援課長 育成支援課長の玉岡です。

まず具体的な項目に入っていく前に、資料6で、社会的養育体制の整備に係る全体像を御説明させていただきたいと思ひます。現在の都の社会的養護に係る施策につきましては、上の方でございますとおり、平成26年の本審議会での提言を土台に、平成27年に現行の社会的養護施策推進計画において、家庭的養護の推進をしてきたところでございます。その後、その下でございます平成28年の児童福祉法の改正で、家庭養育優先の理念の原則が法に明記されまして、それを踏まえ、平成29年の国による新しい社会的養育ビジョンで里親の大幅増などの目標が提示され、都道府県等に新たな社会的養育推進計画の策定が求められており、現在、専門部会での議論を踏まえながら検討しているものでございます。

下の図に、その検討に当たっての主な論点をお示ししてございます。里親や養子縁組など家庭と同様の環境における養育の推進、あるいは施設の小規模化などできる限り良好な家庭的環境の整備、里親、施設など社会的養護の下にある子供の自立支援のほか、児童相談所の体制強化、一時保護児童への支援体制強化、そして、子供・子育て家庭を支えるための取組がござひます。

次のページをご覧ください。そうした論点につきまして、都道府県が社会的養育推進計画で記載すべき事項として、左側の(1)から(11)まであるわけでございますけれども、専門部会では、先ほど委員長からお話がありましたように、里親、施設、児童相談所等改革の3つにテーマを絞りまして、この表で言ひますと(4)から(11)について、特に第3回、第5回の専門部会で集中的に御議論をいただいたところでござひます。

一方で、その他の記載すべき事項につきましては、網かけをしておりますが、一部、子供・子育て会議の計画策定・推進部会ですとか、ひとり親家庭自立支援計画策定委員会で御議論いただひているところでござひますが、本審議会において全般的に御意見をいただく場としての設定はこれまでなかったことから、本日の委員会において特に意見を聴取したいと考えてござひます。

私からは以上でござひます。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、資料7、当事者である子供の権利擁護の取組について、子供・子育て計画担当課長、桑田から御説明いたします。

説明は資料7に沿って行ひますけれども、資料9の1ページから5ページまでに関連資料がござひますので、適宜御参照いただければと思ひます。

1つ目の検討項目、「子供から意見を酌み取る方策・子供の権利を代弁する方策」について、現状・課題を3点挙げておひます。

1つ目の「○」、子供の権利擁護専門相談事業の着実な実施については、事業の周知

のため、「子供の権利ノート」やリーフレットを配布しているほか、学校を通じて、小4、中1、高1に名刺サイズの周知カードの配布を行っております。今後の方向性ですが、事業の着実な実施のため、子供への周知を強化する必要があると考え、児童相談所が関与している子供に対し、相談窓口を効果的に、かつ繰り返し周知すること、また、周知カードの配布方法については、学校以外の場所での配布や事業の趣旨の説明とあわせて配布する機会の確保など検討してまいりたいと考えております。

2つ目の「○」、子供の意見表明権の保障ですけれども、本年4月施行の都の児童虐待防止条例において、子供の意見を尊重、それとともに子供の最善の利益を最優先することが明記され、子供の意見を聞くとともに最善の利益を優先する観点から、子供の希望どおりにならないという場合には、子供への丁寧な説明が一層求められております。また、子供自身も、措置等の決定や日々の生活、自分の将来等に関して意見表明権があるということについて、しっかり理解することが必要です。そこで、今後の方向性として、まず、子供に関わる大人たちが研修等を通じて条例の条文の理解を深めること、そして子供に対し意見表明権があることを繰り返し伝えていくこと、また新たな取組として、子供アドボケイトの仕組みの導入について検討してまいりたいと考えております。アドボケイトについては、国でも今年度から新たな調査研究が開始されましたが、その動向を見ながら、都としても、人材確保策や育成策、運用方法について検討してまいりたいと考えております。

3つ目の「○」、養育家庭における権利擁護の充実です。社会的養育推進計画では、家庭養育を更に推進する方向性が打ち出される見込みですが、その中で養育家庭に委託された子供の悩みや訴えを早期に把握するため、今後の方向性として、そういった子供の意見表明、権利擁護に関するアウトリーチ支援の検討を進めていきたいと考えております。

2つ目の検討項目は「児童福祉審議会の活用」です。既に制度として児童福祉審議会が子供等の意見を聞くことは可能となっておりますが、今後の方向性として、子供等の意向が児童相談所の判断と異なる場合、子供の側からの申し入れによる児童福祉審議会の活用について、新たな課題として検討してまいりたいと考えております。

資料の説明は以上です。

○少子社会対策部事業推進担当課長 続きまして、資料8、「子供家庭支援体制の構築、中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組」については、それぞれ所管の課長から御説明させていただきます。

初めに、事業推進担当課長、佐瀬から、子育て世代包括支援センターの普及について御説明いたします。

こちらのセンターは区市町村が設置するもので、2020年度末までに全国展開を国が目指しております。母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう相談・支援するものと位置付けられております。

これに対する都の取組状況でございますが、区市町村における専門職の配置を支援するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・指導ができる人材の育成を支援しております。また、こちらのセンターの設置は、平成29年4月に改正母子保健法の努力義務規定となっておりますが、こちらの設置を都として推進できますよう、「ゆりかご・とうきょう事業」のあり方を検討しておるところでございます。

私からは以上でございます。

- 少子社会対策部家庭支援課長 続きまして、区市町村子ども家庭総合支援拠点の普及、社会的養護に係る区市町村の支援メニューの充実、子供家庭支援に携わる人材の育成支援につきまして、家庭支援課長の竹中より御説明いたします。

区市町村子ども家庭総合支援拠点の普及についてでございますが、東京都は平成7年度から、都の独自事業といたしまして、子供と家庭に関する相談や、在宅サービス等の提供、調整や地域組織化等により、地域において子供と家庭に関する支援ネットワークを構築することを目的に、区市町村子供家庭支援センター事業を開始しております。また、平成15年度からは、虐待対応を行える先駆型子供家庭支援センターを開始しております。この子供家庭支援センターがモデルとなり、平成28年の児童福祉法改正により、区市町村子ども家庭総合支援拠点が法定化されたという経緯がございます。この区市町村子ども家庭総合支援拠点の役割を持つ子供家庭支援センターは、現在、60区市町村、77か所存在いたしております。東京都といたしましては、この子供家庭支援センターにつきまして、更なる強化といたしまして、子供家庭支援センターでも職員の経験が少ないという課題もありますので、経験豊富な虐待ワーカー配置への財政支援や、関係機関との関係を図る上で重要な機能である要保護児童対策地域協議会の確実な実施に向けた調整機関の事務支援に対する財政支援、また、共働き世帯の増加もあわせまして、平日夕方や休日の相談確保に向けた財政支援を今年度より行っておりまして、こうした区市町村の強化を引き続き実施していきます。

次に、区市町村の支援メニューの充実、特にショートステイの事業等についてでございますが、東京都は基本といたしまして、国事業のショートステイ事業を実施しておりますが、このショートステイ事業につきましては、区市町村は主に予約制で当日受け入れが不可能な実情もあります。そこで、より利用者のニーズに応えるために、今年度より東京都独自事業といたしまして、当日受入れを可能とする体制整備をする自治体に対して、利用枠を常時確保するための経費を補助することを開始いたしました。そして、協力家庭を活用する自治体に対する補助も開始しております。

また、要支援家庭対策としても、実質的に、基本的なショートステイ事業では期間が短い、そして保護者負担もあって利用しにくいというところもありまして、都としては、国制度を基本とした都独自の事業といたしまして、強い育児疲れや不安、不適切な養育状況にある家庭など、虐待のおそれのある場合などに、区市町村長が必要と認めた場合、

必要最小限の範囲で利用できて、かつ保護者の負担が無料である要支援家庭を対象としたショートステイ事業を平成27年度より開始している状況でございます。こうしたそれぞれの家庭のニーズに即しました様々なショートステイ事業等を含めて、区市町村を引き続き支援していきたいと考えております。

次に、子供家庭支援に携わる人材の育成についてでございますが、子供家庭支援センター、子育てひろば、地域における子育て支援相談業務等に携わる職員を対象に、施設見学や演習、児童相談所と合同の研修など、専門性の向上に向けた研修も実施しており、今後もその時々の方情勢やトレンドも踏まえた質の高い研修を実施していくことといたします。

私からの説明は以上になります。

- 少子社会対策部育成支援課長 続きまして、母子生活支援施設の活用について、育成支援課長の玉岡より御説明いたします。

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づいて、配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の保護、自立促進のために設置されている施設でございます。現在、都内では24区市にございまして、全部で32施設があるところでございます。こちらは、ひとり親家庭自立計画策定委員会で御議論いただいているところでございますが、その中で出ました御意見を簡単に御紹介いたしますと、母子生活支援施設が母と子がともに暮らす場である施設であり、家庭というキーワードが再認識される中で、その重要性がますます高まっていることを御意見としていただいております。

また、母子ともに、例えば、医療的なサポートが必要であるとか、病気、障害、外国籍、虐待経験など、そういった様々な課題を抱える母、あるいは母子がいらっしゃるのです。そういった方々が入所後に関係機関につないでいくことも必要なので、母子保健部署等々との連携が一層必要になってくるであろうということ。それから、イメージとして、特に若い方ほど、母子生活支援施設は旧態依然で、自由がないなどのイメージを持っており、入所を嫌う傾向もあるということで、そうしたマイナスのイメージを払拭していくことも必要であるという御意見をいただいたところでございます。

この資料にもありますように、そうした御意見も踏まえながら、入所母子の様々なニーズに対応できるよう、民間社会福祉施設の個別の取組を支援し、また施設の支援力を活用し、地域の母子等を対象とした短期入所支援を行う区市町村を支援、あるいは施設職員の支援力の向上を図る研修等、職員の資質向上を図っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

- 少子社会対策部事業調整担当課長 続きまして、「中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組」につきまして、事業調整担当課長の宿岩から説明させていただきます。

社会的養育推進計画の策定要領では、中核市や特別区の児童相談所設置に向けた取組といたしまして、各自治体の設置に向けた意向であるとか、特別区等の人材育成に関す

る事項を計画に盛り込むよう規定されているところでございます。

都の現在の取組状況でございますが、資料右下に書いてございますとおり、特別区の職員を派遣研修生として、通年で児童相談所に、児童福祉業務を学んでもらうために受け入れているような状況でございます。今年度につきましては、全体で76名の職員を受け入れているところでございます。

あわせて、虐待相談や非行相談など、児童相談所の実務に関する勉強会を定期的を開催して、特別区の人材育成を支援しているところでございます。

その他、具体的な児童相談所設置に係る計画案の確認作業の中で、各自治体の相談対応の流れであるとか、職員配置などについて確認作業を進めているところでございます。

最後に、児童養護施設や乳児院の入所や、里親委託等につきましては、単独の区のみでは対応が難しいところもございますので、こうした施設等の広域利用ですとか、東京都の児童相談所と特別区の児童相談所の連携等につきまして、広域調整に係る検討会を開催いたしまして、連携のあり方などを検討しているところでございます。

資料の説明は以上となります。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの御報告、御説明を2分割しまして御意見を伺いたいと思います。

まず最初に、東京都における社会的養育の体制整備の全体像と、当事者である子供の権利擁護の取組、資料6と7についての御意見を伺いたいと思います。挙手の上、お願いいたします。

どうぞ。

○武藤委員 権利擁護のことについて発言をさせていただきます。今、報告をいただいたように、措置中の子供たちについては、「子供の権利ノート」を配布して、子供の権利って一体何なのということを含めて、子供たちに説明をしています。それから、いろいろと子供から苦情を出してもらったりですとか、それに対して施設として対応はしているのです。ただ、この資料では、こういうことをやっていますということは御報告があったとおりののですけれども、その結果、子供たちの権利がどれだけ守られているのかというような調査だとか、子供の権利保障の検証だとか、そういうところをやっていないと、結果として対応が不十分であるとか、やっているにも関わらず、子供の権利が実際的にはきちんと保障できていないという実態が出るのではないかと思います。都として色々な支援策を行った結果がどうなのかということについてもしっかりと調査など行い、見えるようにしないと、やっている、やっていると言いつつも、実態としては子供たち一人一人の権利がきちんと保障されていないという難しい状況になってくることもあるのではないかと思いますので、是非、東京都として、権利ノートの配布をして、本当に子供たちの権利がきちんと保障されているのかも含めて検証作業をしていただければと思っています。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。御意見だと思います。

ほかはいかがでしょう。山下委員、どうぞ。

○山下委員 私からは2つ意見があります。1つ目は子供の意見表明権の保障についてですけれども、国も検討しているアドボケイトの仕組みも見ながらと、前向きに検討されていることは本当に大事だなと思って拝見しております。既に東京都の中でも子供のシェルターで一時保護委託の場合には、一人一人のお子さんに子供担当弁護士が付いていて、子供自身と一緒に考える、一緒に動く、場合によっては代弁するという実績が積み重なっているのですね。シェルターにいるお子さんにはそのように一人一人、アドボケイトというのですか、代弁者が付いているのに、他の一時保護所であったり、一時保護委託先ではそれが無いというところを、せっかく積み重なっている実績もありますので、是非広げてもらいたいなと思っています。

というのも、意見表明権は、前提として、その情報が入っていなければ選びようがないし、意見を表明しようがないわけですけれども、福祉制度は大人からしてもすごく複雑で分かりづらい、知られていないところがあるので、当事者である子供が、保護された後、自分はどういう選択肢があって、例えば、施設にはどういう種類がある、どういう制限がある、なかなか空気がなくて入れないとか、そういった情報をもとに自分で選択して、こうしたいと表明するための情報提供と一緒にしてくれる大人が必要だと思うのです。今でも児童福祉司は一生懸命、子供の意見を聴取してくださろうと頑張っているのは分かるのですけれども、とても時間が足りないという状況がある。ですので、本当に100%自分の味方として動いてくれる、そういう代弁者が必要だろうと思います。

少年事件で犯罪を起こしたお子さんには、今、ほぼ全ての事件で弁護士が付いているのに、保護されているお子さんに味方の大人が付いていないという現状がありますので、是非、東京都から先駆けて進めてもらいたいなと思います。

それと、保護された後どうなるのかという、一時保護中のお子さんだけでなく、児童相談所としては一時保護が必要だと思っているのだけれども、お子さんが拒否しているような状態のときに、お子さんに情報が入っていないし、気持ちの整理、あるいは気持ちを伝えるということに対して、寄り添う大人がいないことも結構大きなことなのかなと思っています。実際に区や市の子供権利擁護委員などがお子さんと一緒に考えて、ようやくお子さん本人が保護に応じるというところを見ていると、一時保護する前の事案のほうが、より予防とか保護という観点から資するというところもありますので、是非、施設入所中の子供だけでなく、一時保護中の子供、あるいは在宅支援中の子供についても、この意見表明権の尊重が必要ではないかというのが1点です。

もう一点が児童福祉審議会の活用のところですね。子供権利擁護部会に諮問される案件で、保護者の同意が得られないのだけれども、児童相談所としては施設入所が妥当と考えているので、28条を申し立てるという案件については、子供の福祉の観点から申立

の適否を判断できるのですけれども、深刻な事件が起きているのは、児童相談所が保護に消極的であったり、あるいは保護しても、そのまま家に返してしまって、最悪の事態が起きてしまうという事例のほうで、こういった事例は、都の子供権利擁護部会にはなかなか上がってこないという現状があります。実際、子供自身が家に帰りたくないという事案もあるでしょうし、区市町村の関係機関が、まだ家に返せないと考えているのだけれども、児童相談所の判断として自宅に返そうとしている場合に、子供の側、あるいは区市町村の側から児童福祉審議会に諮問として上げる制度が今はないのですね。先ほど藤岡部会長から報告がありましたとおり、児童相談所長が必要だと判断すればかけられるという仕組みになっているのですけれども、今、それだけでは足りていないのではなかろうかという意識をずっと持っていますので、児童相談所長が必要と認めるとき以外の場合でも、児童福祉審議会が関わられるような仕組みを是非、つくっていただけないなと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。泉谷委員、お願いします。

○泉谷委員 子供の権利擁護専門相談事業の件について、1点お願いができればと思います。現状・課題の4つ目の「・」ところに、小学4年生、中学1年生、高校1年生への周知カードの配布という記載があります。学校を通じて配布していただくことはとても大事だと思いますし、直接子供たちにこのカードが届いて、相談ができる場所があることを知ってもらえるのは大事だと思うのですが、配布するときにはきちんと説明がされているのか、少し心配なところがあります。と言いますのは、保護者の方から、子供がカードをもらってきたのだけれども、家の中ですぐごみ箱に行ってしまうというお話を聞くことがあるのです。ですので、配布をしてくださる学校の先生に制度をしっかりと理解していただいて、配布のときに子供たちにきちんと周知していただくことが必要だと思うのです。先生方への研修、それから、校長会での説明等、教育委員会の方にも是非このカードの配布に際しては御協力いただければと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。どうぞ、宮田委員。

○宮田委員 同じく周知カードの件なのですけれども、お子さんはカードを見ただけでは内容を理解するのは難しいと思うので、今時のお子さんたちは、動画ですとか、そういうところから情報を得るほうが得意ということもあるので、制度周知の動画を作成していただき、動画につながるようなQRコードを周知していくなどの工夫もあっていいのかなと思っています。そういう動画をつくることによって、それを使って先生方が説明することにも利用できますので、御検討いただけるといいのかなと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。林委員、どうぞ。

○林委員 1点御質問させていただきます。資料7の今後の方向性の6つ目の「・」にある子供アドボケイトと、その次の「・」にある養育家庭を対象にしたアウトリーチ支援についてですけれども、養育家庭に委託されている子供に対してはアウトリーチ支援であり、一時保護あるいは児童福祉施設入所中の子供に対しては子供アドボケイトという理解でよろしいのでしょうか。それとも子供アドボケイトというのは、養育家庭に委託されている子供には適用されないという理解でよろしいでしょうか。

○松原委員長 事務局、どうぞ。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 アドボケイトにつきましては、養育家庭に委託されている子供にももちろん適用されます。アウトリーチ支援と言っているのは、例えば、施設や一時保護所ですと第三者委員がいるのですけれども、養育家庭についてはそういった体制がないところで、アドボケイトとあわせて、特にこういう支援が必要という意味でアウトリーチ支援の検討と書いております。

○松原委員長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。榎沢委員。

○榎沢委員 子供の権利擁護ということで気になっていることは、近年、急速に外国籍の方が増えていることです。夜間、スーパーなどに親子連れで来ている外国人を見かけることもよくあります。国として外国人労働者を受け入れる方向で政策を進めていますので、これからますます外国籍の家庭が増えていくと思います。そうすると、今まで私たちは、主に日本人の子供たちを念頭に置いて支援を検討してきたのですが、これからは外国籍の子供たちについてもしっかり支援していかなければならないだろうと思います。国籍の違いで子供に不利益が生じることがあってはなりません。子供の権利擁護という視点で、都としては、これから増えてくる外国籍の家庭をどのくらい対象として考えているのでしょうか。

まず言葉の障壁があります。子供たちに自分の権利のことを知らせるといっても、今のやり方は、あくまでも日本人の子供たちに対しての周知方法です。外国籍の子供たちまでも支援するためには、これまで以上のことを考えなければならないだろうと思うのです。その辺りの展望について、都として考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

○松原委員長 事務局、いかがでしょうか。

○少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 現在、子供の権利擁護の中で、特に外国人、あるいは外国につながるルーツを持った子供について、特別な何かの取組というのは考えてはいないのですけれども、外国につながる児童に対する支援というのは、権利擁護に関わらず、色々な部分で必要になってくると思いますので、社会的養育推進計画を関連計画として位置付けている子供・子育て支援総合計画の中で、外国につながるルーツを持った子供に対する支援について議論をしていただいております。その中で様々な施策や取組を検討していきたいと考えております。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて、子供家庭支援体制の構築等、中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組ということで、資料8ですけれども、御意見を伺いたいと思います。

柏女副委員長、どうぞ。

○柏女副委員長 専門部会ではこの部分は議論の対象になっていないので、私も今回、資料を初めて見ましたけれども、これについて2点、意見を申し上げたいと思います。

1点目は、資料8の項目のところに、子育て世代包括支援センターの普及と区市町村子ども家庭総合支援拠点の普及とありますが、それに障害関係の児童発達支援センターも含めて、この3つの包括的な支援を進めていくという視点から、補助金にインセンティブを働かせてもらえないかなと思っています。前期の児童福祉審議会の報告を去年出しておりますので、重々お考えいただいているのではないかと思いますけれども、それぞれにコーディネーターを配置して、多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けて、つなぎをしっかりとさせていくことが一つできるといいかなと思っています。

2点目は、専門部会で社会的養護、特に里親支援を考える立場からの意見なのですが、子育て世代包括支援センターや、子ども家庭総合支援拠点や、児童発達支援センター、利用者支援等々の区市町村の中核的な、いわばプラットフォーム、拠点になるところが里親についても支援できるようにしていくことが必要だと思っております。そのためにも、例えば、里親委託があったら、それが必ず拠点につながって、そしてそこで関係者がみんな集まって里親を支援するように体制を整えとか、あるいは特別養子縁組を受託された方が、母子保健の子育て世代包括支援センターに行ったときに、きちんとその情報が共有されて、その御家庭をしっかりと応援ができていくようにするといった、社会的養護、家庭的養育の推進を側面的に支援するような仕組みが必要だと思うのです。都が社会的養護の責任者であるということですので、その観点から、区市町村の社会的養護支援にインセンティブが働くような、そういう補助制度などを用意していただくといいのかなと思っています。御検討の一端に加えていただければ幸いに思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

私も関連して発言させていただきます。虐待対応の大半が在宅支援になりますが、結局、支援メニューも不足していますし、使い勝手も悪いし、色々なところに保護者が出向いて行って、個々に申請しなければいけない。これは区市町村ベースでやらなければいけないことなのではあります。都としては、区市町村がワンストップで支援を提供できるような体制を促進できるように、何らかのインセンティブを付けていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 資料8の子育て世代包括支援センターの普及のところで、ゆりかご・とうきょう事業のあり方を検討とあります。この事業は妊婦全数面接の取組を支援しているもので、現在、90%から100%の面接が達成されているとも聞いています。例えば、ある市では、事業実施前には特定妊婦として30名が支援されていたそうですが、この事業が始まって、特定妊婦の数は変わらなくても、リスクの潜在がある妊婦200名が新たにフォロー対象となったと聞いています。ということは、それまでは妊娠期と産後がつながっていなかったということで、ゆりかご・とうきょう事業によって、切れ目のない支援という一つの形が出てきているのかなと私は思っています。そこで、このゆりかご・とうきょう事業の評価を、全数面接の数だけで達成というのではなく、どのくらいの妊婦がフォローの対象とされているかというところを指標に置いて、重要な事業として位置付けて継続していただきたいと思っています。

以上です。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 1つ質問、1つ意見がございます。質問のほうは、子育て世代包括支援センター、あるいは子ども家庭総合支援拠点の関係です。私も虐待の予防等々を考えましても、ハイリスク家庭を含む全ての子育て家庭がいずれかの機関にきちんとつながっているような体制が必要だと常々思っているのですけれども、全国的に見ますと、子育て世代包括支援センターは母子保健サイドの施策であり、一方の子ども家庭総合支援拠点は児童福祉サイドの施策ということで、それぞれが個々の子育て家庭に寄り添い包括的に色々な機関をきっちりコーディネートし、連携の拠点となるような、そういう支援ができるのかどうかという論点もありますし、そもそもそれぞれがどのように連携して、あるいはケースの引継ぎをしていくのかというような論点もあるのだと思うのですね。母子保健サイドは、こんにちは赤ちゃん事業等々で幅広く、多くの家庭をグリップできているのだと思うのですけれども、継続的にずっとフォローするというのではなくて、一定の年齢になると手が離れてしまうのですが、児童福祉サイドにうまく引き継がれずに、ハイリスク家庭が孤立してしまうという事態が結構起きていると私などは思っています。それぞれの区市町村ごとに大分状況は違うのではないかと思います。それぞれの区市町村ごとにか、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の連携状況ですとか、施策の一体化に向けたパフォーマンスを評価したような資料、あるいはそれぞれの連携がどれだけうまくいっているのかを評価したような資料などがあれば教えていただきたいと思っています。

それから、意見ですけれども、特別区の児童相談所の設置につきまして、私ども東京養育家庭の会と、東京都社会福祉協議会の児童部会、乳児部会の3者共同で、特別区の区長会、そして東京都に対して、色々な要望を既にさせていただいておりますけれども、各区に児童相談所の設置が進んだとしても、広域的にやるべき部分は多々あるわけで、広域調整をどうやっていくのかとか、あるいは、区の児童相談所と都の児童相談所でど

のように情報共有が行われていくのかとか、そういうところを危惧しているところです。区の児童相談所が立ち上がるに当たりましては、引継ぎとか連携とか、共同体制がしっかり組み立てられるように、引き続きお願いできればと思います。これは意見ですので、特段回答は必要ありません。

○松原委員長 では、最初の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との関係性について、国のほうでも色々コメントが錯綜していて、一緒にやってもいいというような話もあったりして、悩ましいところなのですが、東京都としてはどうお考えになっているのでしょうか。事務局、お願いします。

○少子社会対策部事業推進担当課長 それでは、資料9の8ページに子育て世代包括支援センターの全国展開という国の資料がございますので、こちらをご覧ください。

子育て世代包括支援センターにつきましては、先ほど御説明しましたように、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるようにということで、国が改正母子保健法を平成29年4月に施行して普及を始めたものでございます。結論から申し上げますと、国も、全国の自治体も、いかに両者を一体的に提供できるかというところを試行錯誤しながら設置を進めているところでございます。平成30年度で都内では35の自治体の子育て世代包括支援センターを設置しているところでございますが、その連携の具体的なパフォーマンスを評価した資料は、現状はないところでございます。

先ほども御説明いたしましたように、ゆりかご・とうきょう事業につきましては、母子保健に寄った区市町村の取組を東京都が支援するものでして、妊婦に全数面接をして、困り事を把握して、困り事のある方には適切なサービスを御案内して継続的に支援をする。そして育児パッケージを配布するといったことが中心になる事業でございますが、こちらの子育て世代包括支援センターは、さらに子育て支援策のサービスも一体的に区市町村で提供するようにという位置付けでございますので、ゆりかご・とうきょう事業と一緒に推進することができれば、都内で子育て支援策への接続が強化できるということで、来年度以降のゆりかご・とうきょう事業のあり方にどのようにこれを加味していけるかというところで、我々も考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

では、御意見、どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 なかなかパフォーマンスを評価するのは難しいですから、今の御回答はよく分かりましたけれども、例えば、両者を同じ機関でやっているような市区町村が都内でどれぐらいあるかぐらいは分かれますか。

○少子社会対策部事業推進担当課長 子育て世代包括支援センターについては、都内では35の区市町村でやっているところで、例えば子ども家庭総合支援拠点と同じ建物でやっているとか、または違う部署でやっているのだけれども、一体的に提供できるように連携を強めているとか、様々な取組み方があると思うのですけれども、現在、資料に

についてはお持ちしておりません。申し訳ありません。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。では、大木委員、お願いします。

○大木委員 同じく、子育て世代包括支援センターとゆりかご・とうきょう事業のことなのですが、先ほど秋山委員もおっしゃっていましたが、妊娠期からのフォロー件数がすごく増えて、これまでは、どちらかというとも生まれてから支援がスタートしていたところが、妊娠期から支援がスタートしたという意味では、とても意義があると思いますので、是非、継続的に取り組んでいただければと思います。

また、ゆりかご・とうきょう事業では、非常勤職員の経費が補助金の対象になっていきますけれども、支援数が一気に増えてきましたので、支援者をどうケースワークしていくかが、各現場で今、すごく苦慮されているところです。ですので、ゆりかご・とうきょう事業のところで、是非、区市町村に対してのスーパーバイズのような仕組みをつくっていただいて、継続的な支援体制と支援の質が担保できるような仕組みを考えていただけるとありがたいなと思います。

それと、いくつかの区市町村を見ていますと、要保護児童対策地域協議会に上がるような事例になると、保健センターと一緒にケース対応を行っていくべき事例であっても、子供家庭支援センターにケースをぼんと渡してしまっていて、連携と言いつつもリファーでとどまっているというところも少なからず見受けられるかなと思いますので、そういう意味では、子供家庭支援センターと、母子保健を担っている保健センターと一緒にケース検討ができるような、グループスーパーバイズでもいいと思うのですが、そういった仕組みが担保できるように東京都が支援をしていただけるとありがたいなと思います。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。泉谷委員、どうぞ。

○泉谷委員 資料9の14ページの地域子育て支援研修実績のところを拝見すると、この中にDVに関する研修がないように思うのですが、実際にはDVに関する研修はおありなのでしょうかとということが1つ質問です。実はDVの研修は、DVでこんな制度が使えますというレクチャーよりも、DV家庭の中で虐待も起こっていて、被害者の親御さんが子供を守れないという状況が起こっている。そういったときに、親御さんをどう支援していくのかとか、家族をどう支援していくのかというところが多分、現場の方々が困られているところなのかなと思いますので、資料8に母子生活支援施設の活用というのがありますが、DVを受けて避難してきた母子の方たちを支援している母子生活支援施設の職員が持っているノウハウをそういう研修に使っていただくことを今後御検討いただきたく、こちらは意見としてお話しさせていただきます。

以上です。

○松原委員長 それでは、質問の部分について、いかがでしょうか。

○少子社会対策部家庭支援課長 資料には平成30年度の実績を載せさせていただいていますが、DV関係についてはテーマとして取り上げてはいないので、委員の御意見を参考とさせていただいて、今年度も含めて検討させていただきたいと思います。

○少子社会対策部育成支援課長 母子生活支援施設での職員の活用ということでは、御意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

○松原委員長 それでは、林委員。

○林委員 資料9の12ページのあるように、要支援認定をすることで、要支援家庭のショートステイが無料で利用できるということは、非常に重要なことだと思うのですが、夜間に預かって夕食を提供するとか、生活体験が不足している子供たちに生活体験をさせるとかいう意味で言うと、要支援家庭を対象としたトワイライトステイ事業、要支援認定によるトワイライトステイの無料化ということについても必要かと思うので、今後、検討いただけたらと思います。

以上です。

○少子社会対策部家庭支援課長 現在のところは、貴重な御意見として伺わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 資料8の一番下の部分に、施設利用等についての広域調整に係る検討会の開催とあって、資料9の26ページ以降に各区の確認作業の実施一覧という資料があります。この27ページの世田谷区のところで、「社会的養育（フォスタリング機関ほか）」と書かれているのですが、現状ですと、養育家庭が支援を受ける先は、居住地域を管轄している都の児童相談所となっていてはいますが、各区に児童相談所が設置されていったときに、それがどのように移行されていくのでしょうか。各区の児童相談所に、その地域の養育家庭の方々が属していかれるという展開は、今後も同じように検討会の中で検討されていくという理解でよろしいのでしょうかという質問です。

○少子社会対策部事業調整担当課長 特別区が児童相談所を設置した場合、その地域の里親は各区が支援する形に移ります。その上で、里親をどう支援していくか、フォスタリング機関の活用も含めて、児童相談所が支援するのか、民間団体に委託するのか、というところを各区で検討していくこととなります。各区とも、東京都がやっている事業も参考に、フォスタリング機能などを検討していると聞いております。

以上です。

○渡邊委員 重ねてですが、そこで検討される中で、いろいろ柔軟に各区の状況と、それから、現行の都で支援されている状況の中の、ハンドオーバーする機関がきっと検討されるのだらうと思うのですが、地区によってその辺りは柔軟にやられていくのでしょうか。そういったものを含めての検討会をされるという理解でよろしいですよ。

○少子社会対策部事業調整担当課長 里親への支援などについては、各区でも、更に充実していきたいという考えもございますので、その辺りは柔軟に対応していくものと考えております。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 先ほど、要支援ショートステイが非常に重要だというお話をいただきましたけれども、私ども施設のほうとしても、児童相談所の一時保護所が定員超過の状態が続いている中で、要支援家庭に対するショートステイが、各区市町村においては一時保護的な役割として使えるのではないかと考えているところです。

一方では、私の施設も要支援ショートをやっているのですけれども、夕方に、これからお願いしたいということで電話がかかってきて、そうすると職員の体制がなかなか確保できないということがあります。

大都市東京で要支援ショートのニーズは非常に高いと思うのですが、ここに対する予算措置が結構低くて、職員体制がとれないという部分がありますので、特に一時保護所の定員が超過しているという状況を補完する意味からも、要支援ショートを拡充するというのをもう少し大々的にやっていいのではないかと。職員体制とか予算措置、そういう部分を是非、考えていただきたいというのが現場からの要望であります。

以上です。

○松原委員長 ほかはいかがでしょうか。石川委員。

○石川委員 基本的な質問だったら恐縮なのですが、今、里親のことについて渡邊委員から御質問がありましたけれども、資料8で、項目の2つ目、3つ目に関して、特別区にこれから児童相談所が設置されていくというところで、今まで都が区市町村を支援してきたところは、これから児童相談所が設置される特別区についてはどのように移行していくことを考えていらっしゃるのでしょうか。突然、そちらも区の児童相談所に移譲ということになると、移行期の支援が手薄になるようにも思いますし、一方で、都と区の児童相談所と、あと、該当施設と3者になって情報の共有がどうなのかなというところもあるし、移行のところをどのようにお考えか、教えてください。

○少子社会対策部事業調整担当課長 資料8の上のほうに書いてある子育て世代包括支援センターとか、区市町村子ども家庭総合支援拠点というのは、これまでも区市町村が実施主体となる事業であったので、児童相談所を区が設置したからといって、この役割がなくなるわけではございません。そのため、これまで同様、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合家庭支援拠点等の役割を担いつつ、区が児童相談所を設置した場合は、さらに児童相談所の業務も担うという形になります。

以上でございます。

○松原委員長 石川委員、よろしいですか。

○石川委員 そうしますと、区市町村の支援拠点に今まで虐待の対策のワーカーも配置してきたりということと、区に設置する児童相談所のところは重複するような気もするのですけれども、児童相談所が設置されていく区について、子供家庭支援センターの形というのはこれまでと変わらないという理解でよろしいのでしょうか。

○少子社会対策部家庭支援課長 委員のおっしゃるとおり、変わらない形になります。よ

り地域に身近な御相談を受けて、地域の中で在宅支援を主にしていくような拠点を、今までどおり子供家庭支援センターとしてありまして、プラス区の中で新しく法的権限などを行う児童相談所をつくることとなりますので、区立児童相談所ができたとしても子供家庭支援センターは変わらないということとなります。

○石川委員 わかりました。ありがとうございます。

○松原委員長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、専門部会での審議の状況について、事務局から御報告をお願いし、引き続いて、専門部会の部会長を引き受けていただきました柏女副委員長からも補足で御説明をお願いします。

まず事務局からお願いします。

○少子社会対策部育成支援課長 育成支援課長の玉岡です。

資料10-1から10-3まででございます。これまで5回にわたって、里親、施設、児童相談所の3つのテーマごとに御議論いただきましたので、御議論いただいた項目、現状、課題、今後の方向性について概要を説明させていただきます。

まず初めに、資料10-1の里親への支援についてでございます。大きく3つございます。

初めに、左側に「里親制度の普及・登録家庭数の拡大、委託の促進」と記載した部分でございますけれども、検討項目にあります「新たな里親の獲得に向けた普及啓発」ですとか、「里親委託候補とする児童の増加に向けた取組」などにつきましては、右側の「今後の方向性」にありますように、民間のノウハウの活用や区市町村との連携についてということで御意見をいただきました。また、次のページの一番上になりますけれども、里親のリクルートから研修、マッチングまでの支援を一貫して担うものとして設置が求められております民間フォスターリング機関が、可能な限り包括的に業務を行うことの重要性などについて御指摘をいただいたところでございます。

2つ目の「里親等への支援の充実と里親等の養育力向上」でございますが、検討項目の中の「里親制度に対する都民の理解促進や社会全体で里親子を支援する意識の醸成を目的とした普及啓発」などにつきましては、委員の御意見を踏まえ、都民や企業へのアンケートを実施するとともに、委託児童の自立支援等につきましては、措置が終わった後も子供が自立して生活できるような取組を行うための相談体制の強化などについて必要性を御指摘いただいたところでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。3つ目の「特別養子縁組に関する取組の推進」でございます。検討項目の3つ目、「特別養子縁組を前提とした新生児委託推進事業の事業拡大の方向性の検討」でございますけれども、本事業は、養子縁組が最善と判断された場合に、できる限り早期に養親子を結びつけて愛着関係の形成を図る事を目的に行っておりますが、ニーズに十分に対応できていないという御意見もいただいております、その体制の整備について検討するよう御示唆をいただいております。

続きまして、資料10-2をご覧ください。2つ目テーマ、「施設の小規模かつ、地域分散化、高機能化、及び多機能化・機能転換」でございます。

最初の検討項目、「ケアニーズが高い子供に対する専門的ケアの充実について」でございますが、現状・課題の1つ目の「○」のところでございますように、複合的な問題を持つ児童が増加しております、3つ目の「○」でございますけれども、専門機能強化型児童養護施設の体制強化などの必要性について御指摘をいただいたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、「施設の小規模かつ地域分散化の促進について」でございますが、真ん中の児童養護施設の欄でございますグループホームの職員配置につきましては、国基準ではローテーションを組むためには足りない状況であるという御意見をいただきまして、複数勤務体制への支援についての検討という方向性を掲げさせていただいているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、「多機能化の方向性について」でございますが、こちらは御議論のための時間を追加して取らせていただきまして、施設における里親支援、特に先ほど御説明しましたフォスタリング機関として施設を活用していくことについて御意見をいただいたところでございます。また、「自立支援策の充実について」では、施設に自立支援を行うための職員として、自立支援コーディネーターやジョブトレーナーを配置する取組について評価をいただいたところでございますが、更なる体制強化の必要性について御指摘をいただいたところでございます。

最後に、資料10-3をご覧ください。3つ目のテーマ「児童相談所・一時保護所等の改革」となります。「児童相談所の体制強化等」といたしましては、改正児童福祉法施行令における、各児童相談所の管轄人口3万人に対して1人以上の配置という基準に対して、児童福祉司・児童心理司が大幅に不足していることですか、経験年数の浅い職員が5割近い状況である等の現状・課題がございます。方向性としたしましては、即戦力の確保として、任期付職員等の活用、新任福祉司等に対する研修充実等について御議論をいただいたところでございます。

また、「一時保護児童への支援体制強化」につきましては、一時保護所の定員超過の常態化や、昨年示された一時保護ガイドラインに基づきまして、子供の権利擁護に対する取組の充実が課題となっております、都として、一時保護要領を策定すること、一時保護所の職員配置基準についての国への要望、児童の権利擁護を図るため引き続き外部評価・第三者委員活動を実施していくことなどについて御意見を頂戴いたしました。

私からは以上でございます。

○松原委員長 柏女副委員長、お願いします。

○柏女副委員長 専門部会の部会長をしております柏女です。

ただいま事務局から御説明がありましたけれども、今期の専門部会は今までの部会とはちょっと違うスタンスで臨んでいます。これまでのものは、審議会として報告を取り

まとめる、その素案をつくるというのが私たちの役割でしたけれども、今回は東京都が計画をつくる、そのうちのいくつかについて私たちが意見を申し上げるという形になっておりますので、報告書を取りまとめることはしてはおりません。したがって、都から提示された方向性、課題について、私たちが意見を種々申し上げるという形になっております。これまで3つのテーマについて、ほぼ一巡をして、5回の議論を進めてきました。次回の専門委員会から、いわば二巡目という形になります。その中で都の具体案が出てくることになるのではないかと思いますので、またそれに対して意見を述べていきたいと思っております。フォスタリングに関する児童相談所の役割と、それから、民間のフォスタリング機関との役割分担の話ですとか、あるいは特別養子縁組における民間あっせん機関と児童相談所の関係とか、施設がフォスタリング機関を担っていく場合の機能転換のあり方、さらには一時保護所の改革、こうした点が主要な論点になっているかなと思います。これからが正念場だと思っておりますので、この場で委員の皆様方からの御意見があれば、広く出していただければ幸いに思います。

私からは以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

私もオブザーバーで専門委員会に出させていただいて、時間をオーバーするぐらいの議論をされております。発言を制限するわけではないのですが、たくさんの委員の方がお集まりなので、是非、専門部会の委員の方以外の方々からも御意見を伺いたいと思います。もちろん、専門部会の委員の方も御発言いただいて結構です。いかがでしょうか。

では、石田委員、お願いします。

○石田委員 資料10-1の2枚目の一番上、フォスタリング機関の検討項目のところ、民間にフォスタリング機関を委託していくという方向性の中で、今後の方向性の2つ目の「・」に、「養育家庭センターの反省を」という記載がされております。私どもの施設でも、約30年間、養育家庭センターを委託していた経過がございますし、それがなくなってしまうわけでございますけれども、東京都も財産として、その30年間というものはきっとあると思っております。ここに方向性として書かれていますけれども、里親側からの視点、施設側からの視点、は児童相談所サイドの視点、それぞれで良かったこと、あるいは良くなかったことをしっかりと明確にまとめていただいて、民間が今後委託を受けていくに当たって、同じ誤りをしないような形で検討を進めていただけるとありがたいと思っております。意見です。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。専門部会で時間が足りなくて発言できなかったよという方もどうぞ御発言ください。

藤井委員、どうぞ。

○藤井委員 私、専門部会では里親を代表する立場で出ておりますので、里親委託ないし

ファミリーホームを含めた家庭養護を推進するという立場でいろいろな意見を申し上げていますが、一番大事な論点の1つはフォスタリング機関だと思っております。今の東京都の児童相談所の業務の状況を見ていると、これから今以上の里親支援をやっていただけるとはとても思えないので、民間にフォスタリング業務の委託をお願いしたいと思っているわけです。そういう意味では、専門部会でまた議論をすればいいのだと思っておりますけれども、今日の資料10-1の2枚目の3つ目の検討項目、「チーム養育体制の充実に向けた体制強化及び人材育成」の「今後の方向性」のところ、「フォスタリング機関事業を取り入れることによる一貫性、継続性なる支援の実施」とありますが、少し消極的な感じがします。チーム養育は昨年からはじめておりまして、私どもとしても一歩前進だとは思っておりますけれども、チーム養育を更にきっちりと発展させる形で、フォスタリング機関を民間に委託していく方向に結びつけていただきたいと思います。これを、東京養育家庭の会として強く願っておりますので、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一点だけ、今日の本委員会は色々な分野の方々がお集まりなので、あえて申し上げます。資料10-1の2枚目の一番下に「委託児童の自立支援、アフターケアの取組の検討」とございます。この「現状・課題」の一番下の「○」にありますように、確かに措置解除後も、もともとの里親が支援を担っていることが多い。里親家庭から自立した子供たちは今でも何か相談があれば帰ってくるし、時々泊まりに来たりしますので、色々な形でフォローしているわけです。そのフォローが順調にしている間はいいのですが、抜き差しならない状況になることもありまして、例えば、精神疾患とか、様々な原因で部屋に引きこもって出てこられなくなるとか、そういうケース、さらに言えば、措置解除になっても里親家庭から出ていけなくて、そのまま里親家庭に引きこもってしまっているケースとか、そういったことがままあります。

そういった場合に、もちろん私ども里親ができる限りの支援をしようとするわけですが、一定の専門性のある支援、あるいは専門的な経験を蓄積された方による支援もやはり必要ではないかと思うのです。措置解除された後ですと、基本、公的機関とつながっていないので、専門性のある支援機関、これは大人に対する支援機関ということになるのですが、そういったところにつながりにくいのです。多くの里親は、どこにどんな支援機関があるかということもあまりよく分からない。でも児童相談所とは基本、関係が切れていますので、児童相談所に何か助言を求めるというのも現実的には難しいという状況が結構あります。

どうすればいいか、正直、私もこれだという明快な回答があるわけではないのですが、少なくとも措置解除をするときに、子供たちに対して一定のアセスメントをしたときに、こんなニーズがありそうではないかというアセスメントができればいいと思うのです。例えば、先々、精神科にかからなければいけないようなリスクが結構あるのではないかと考えれば、信頼できる精神科医と措置されている間からつながっておく

とかということも考えられる。里子たち、あるいは元里子たちは、支援を求めていく力が乏しい子供たちが多いからです、措置されている間から、児童相談所や里親が、措置解除後の新たな支援者となるべき大人たちのところと一緒にいって、しっかりつないでおくということは、措置解除前にできるのではないかという気もするのです。その辺りはまた専門部会でも議論できればと思っていますけれども、頭に置いておいていただければありがたいなと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。大竹委員、どうぞ。

○大竹委員 先ほどお話があった養育家庭センターですけれども、私自身が養育家庭センターのワーカーを2年間やっていたもので、当時のことを振り返って見たのですが、養育家庭センターは、自分の評価としては大変良かったと思っているのですね。私は、養育家庭センターで6つの区を担当しておりまして、PR活動から、6区の里親を希望する相談の受け付け、登録の面談などをやっていたのですが、こういった研修等を通じながら、里親同士の横のつながりができてきてというように、支部ごとに地域の文化がすごく大事にされている中で運営されていたと思うのです。こういった機能は、今後フォスタリングが持っていくことになると思うのですが、養育家庭センターが委託、アフターケアという一連の流れを大事にしたのは、そこで里親との関係ができてくるからで、この里親にこの候補児童が合うかどうか、里親選定連絡会議では手を挙げ、そして複数の候補家庭があれば、子担当のワーカーと手を上げた養育家庭センターのワーカーが話し合いをしながら、相当慎重なマッチングを経て委託をしていたのですね。そういったことで、その後の不調というところも少なかったのではないかと思いますので、養育家庭センターはなくなってしまいましたが、フォスタリングという機関がまた改めてそういう機能、役割を担っていくというところでは、当時の良いところはしっかりと受け継いで、フォスタリングの中でやっていただければいいのかなと思っています。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。市東委員、どうぞ。

○市東委員 今、ケアニーズが高いお子さんが多いとお聞きしておりますけれども、地域では、精神疾患とか、知的の重複障害を持った親御さんが子育てをしているという場面がございます。私たちがそれを支援していることもありますけれども、そういった場合に、私たちが今までできたのは、その家庭にお料理とか、家事援助をするヘルパーを派遣してもらうということだったのですけれども、先日、ヤングケアラーの報道を聞きまして、親御さんが精神疾患をなどで子供が家事をしているというか、親の面倒を見ている、そういうのをヤングケアラーというらしいのですけれども、早くからこの言葉を知っていれば、また違った側面でその子供をずっと支援ができたのではないかなと思っています。

いるところでは。例えば、そういう子供を見たときに親のネグレクトを心配しまして、その徴候があったときには即、児童相談所に通報して対応を任せるといった傾向が今まであったのです。でも、ヤングケアラーということであれば、また違った側面をその子供が持って育つのではないかと、報道を聞きまして思ったのですけれども、そのようなシステムはなかなか難しいことなのではないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○松原委員長 ちょっと里親の話からはずれるのですが、今、国のほうでも調査事業でヤングケアラーのことは毎回やっていますので、一定の成果が出てくると思います。

ほかはいかがでしょう。秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 里親を支援する一つに、小児医療とかも活用していただきたいと思います。小児医療は、疾病だけではなくて、心理・社会的な側面に力を入れようという取組も始まっています。専門職として、小児科から精神科につながりことも可能になりますので、是非、小児科も活用していただきたいと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、今日はいろいろ御意見いただきましたので、先ほど二巡目に入るということでしたが、引き続き専門部会のほうで御議論を進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、全体を通じて御意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

柏女副委員長、お願いします。

○柏女副委員長 この間、専門部会で社会的養護の問題の議論を続けてきました。また、前期の専門部会で、いわば区市町村での地域包括的な支援のあり方の検討もして、報告書を出してきたところです。そうしたことをやりながら、1つ提案をさせていただきたいのですけれども、子供家庭福祉において、現在の法的な枠組みを超えて検討しなければいけない時期にもう来ているのではないかと。それは本来であれば国の役割なのですから、国が検討をなかなか進められない状況にある中で、都がこれまで認証保育所制度ですとか、あるいは子供家庭支援センターなどの先駆的な取組をして国を刺激してきたということがありますので、子供家庭福祉の体制について、抜本的に議論をする場をつくったらどうかと思いついて、思いきっての御発言をさせていただきます。

例えば、社会的養護で里親家庭を増やしていくためには、多くの人に里親になっていただいたり、あるいは質を向上させたりすることが必要ですし、また、保護者支援、特に母親の支援を進めていくためには、区市町村の力がないと絶対にやっていけないという形になります。そうすると、社会的養護と子育て支援を一体として強化していくことができないと困るかなと思っています。

児童虐待に対しても、今、児童相談所の体制強化が図られていますけれども、1200万人の都民の子供たちを都で支援していくこと、そして虐待に対応していくことはもちろん必要なのですが、児童相談所の人数を増やすといった対症療法的な取組では限界があるのではないかなと思っています。そういう意味では、もう少し区市町村との

関係も強化しなければならないし、また、行政機関だけではなくて、司法機関とか、あるいは民間の第三者機関のようなどころが一緒になって取り組んでいけるような仕組みを考えていく必要があるのではないかと考えています。

また、社会的養護の分野でも、例えば、施設がフォスタリングをして里親委託を進めるほど施設は収入が減っていくという仕組みになるわけですし、そういう意味では、施設に子供を長くとどめおいたほうが施設は安定的に経営できるという措置費のあり方そのものも考えていかなければならない。今、乳児院で試行的にやっている、乳児院から里親に最初の段階で委託していくようなことをもっともっと進めていくためには、今は、措置をして、子供が一定期間いるという前提のもとに措置制度が成り立っているわけですが、そうではなくて、最初のアドミッションのところを一生懸命やることで、子供が1人ずっと長くいるよりも余計に収入が入ってくるとか、そんな仕組みをつくっていかないと動いていかないのではないかと最近思っています。

そうしたことを抜本的に、国の制度も超えて議論できるような場を、東京都だからこそこできるのではないかとということで、東京都には御迷惑をかけるかもしれませんが、あえて提案させていただこうと思いました。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

かなり抜本的な御提案で、今、こういった専門部会も続いておりますから、それとの兼ね合いもありますけれども、非常に積極的で、ある意味で魅力的な御提案だと思います。とはいえ、今日初めて御意見を伺ったところですので、一旦、私のほうで引き取らせていただいて、御発言をされたということでは同じ人物になりますが、委員長と副委員長、それから、都の事務局で検討させていただいて、またその結果についてお知らせしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 私も発言しようかどうか迷っていて、今の柏女副委員長の意見に意を強くして、発言させていただきます。今、児童福祉のことで柏女副委員長に御発言いただきましたけれども、母子保健の事業も同じだと思うのですね。住所地主義なので、住所地のあるところでしかサービス提供がされない。新生児訪問等の常勤職員ができるところは区市町村同士で、里帰り分娩のときなどは対応してくれていますけれども、今、すごく効果が出ている産後ケアみたいな事業に関しては、やはり住所地でないとサービス提供ができないということがあります。

それと、もう一つ、居場所のない妊婦の問題もあります。望まない妊娠をしていて、そういった方たちは、都内はNPOの方たちが支えてくださってはいますが、なかなか公的なサービスにのっかれない。それこそ新生児期からの社会的養護が早急にタッチできれば、新生児期の虐待死がもっと減るのではないかとという事例も、死亡事例の検証部会ではたくさん出てきているので、そういう意味では、母子保健事業は完全に区市町村

事業という形にはなっていますが、東京都の広域的な行政機関の機能として、住所地を限定しないサービス提供ができる仕組みを是非あわせてその議論の中で検討していただくとありがたいなと思います。すみません、何か乗ったようになってしまいましたが、勇気を持って発言させていただきました。

- 松原委員長 今回の御意見も引き取らせていただいて検討したいと思います。話がどんどん広がっていきますけれども、全体像を描いてみる必要もあると思いますので、貴重な御提案だと思います。よろしいでしょうか。それでは、詳細についてはまた検討していきたいと思います。

それでは、本日の審議はここまでといたしたいと思います。

最後に、今後の日程など、事務局から御説明をお願いいたします。

- 少子社会対策部計画課長 本日は大変遅い時間まで活発な御議論、また、様々な貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

専門部会での議論につきましては、また引き続き進めさせていただきます、社会的養育推進計画の策定に向けた検討をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

次回の本委員会につきましては、年明け1月の開催を予定しております。本日いただきました御意見のほか、この後、また更に専門部会での議論を進めてまいりますので、それらを反映させた都の社会的養育推進計画の素案につきまして、次回、委員の皆様にご報告させていただきます、御意見をいただきたいと思いますと思っております。具体的な日程につきましては、改めて調整させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

- 松原委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の本委員会はこれで終了とさせていただきます。遅い時間までありがとうございました。

閉 会

午後 8 時 2 8 分